**秘密保持契約書**

●●●（以下「甲」という）と、●●●（以下「乙」という）とは、次の とおり秘密保持契約を締結する。

第１条（目的） １．甲及び乙は、相互に開示する秘密情報（第２条に定義する。以下「秘密情報」という）を、下記の目的

（以下「利用目的」という）のためにのみ利用することに合意する。

記

 甲乙間での商談及び取引

２．本契約は、秘密情報に係わる発明、考案、商標、ノウハウ等の実施権、又は著作物等の使用権（以下、 総称して「実施権」という）の譲渡又は許諾を認めるものではない。

第２条（秘密情報の定義） １．本契約において「秘密情報」とは、甲又は乙いずれかの開示者（以下「開示者」という）が相手方（以

下「受領者」という）に対して、秘密である旨明示して開示した営業上又は技術上の秘密情報であって、 その記録媒体上又はデータ頭書に、秘密であることを示す表示（Confidential、秘密、マル秘 等）を 付した情報をいうものとする。また、口頭で開示する場合には、開示した日より ● 週間以内に開示内容 が秘密である旨を書面によって受領者に通知することにより、秘密保持義務の対象となるものとする。

２．前項に拘わらず、開示者が開示した秘密情報が以下の各号のいずれかに該当することを受領者において 証明し得るものについては、秘密情報に該当しないものとする。

（１）既に公知、公用の情報。

（２）開示後受領者の責によらず公知、公用となった情報。

（３）開示を受けたときに受領者が既に知得していた情報。

（４）開示を受けた後、受領者が正当な権利を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報。

（５）受領者が、開示された情報と無関係に開発、創作した情報。 ３．第１項に拘わらず、開示者から開示された秘密情報に対して、官公庁、裁判所その他法令上の権限を有

する公的機関から開示を要求された場合には、受領者は、以下の措置をとるものとする。

（１）開示者に対して、当該要求があった旨を遅滞なく通知すること。

（２）秘密情報のうち、開示が要求されている最低限の部分に限り開示すること。

第３条（権利の不許諾） 甲及び乙は、別途甲乙間で書面により定めた場合を除き、秘密情報に関連する全ての財産的権利が相手 方に譲渡又は許諾されたと解釈されないことを確認する。

第４条（秘密情報の社内使用制限） １．受領者は、秘密情報を本契約記載の利用目的以外に、自ら又は第三者を介して、使用又は流用してはな

らない。 ２．受領者は、秘密情報の管理責任者を任命し、その役職・氏名を開示者に通知するものとする。

３．受領者は、秘密情報を使用する場合には、管理責任者の管理の下にこれを使用する。また管理責任者は、 当該使用終了後直ちに、施錠された空間に秘密情報を保管するものとする。

４．受領者は、その社内において、利用目的に必要な役員又は従業員に対してのみ、かつ本契約に定める秘 密保持義務の内容を遵守させることを条件として、秘密情報を開示できるものとする。

５．受領者は、使用許諾契約又は実施契約が締結されない限り、秘密情報を用いた製品・サービスを製造・ 提供し、又は第三者に対して販売、頒布、その他の処分を行ってはならない。

６．受領者は、開示者の事前の書面による承諾なくして、秘密情報の全部又は一部を複製又は改変してはな らない。なお当該秘密情報がデジタルデータ等の無形の形態で提供される場合は、当該情報の解析（リ バースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等）も禁止されるものとする。

第５条（秘密情報の社外開示制限） １．受領者は、開示者の書面による事前の許可のない限り、秘密情報を第三者（受領者の下請会社及び関連

会社を含むがこれに限られない）に開示・漏洩してはならない。 ２．受領者が前項の許可を取得した後、秘密情報を第三者に対して開示しようとする場合には、受領者は、

開示に先立ち、本契約で自らが負うものと同等の義務を課した秘密保持契約を当該第三者と締結するこ とを要する。

３．前項の規定に従い、受領者が秘密情報を第三者に対して開示する場合には、当該第三者が秘密情報を漏 洩しないように監督するものとし、また開示記録（記録事項：開示日時、開示媒体、受領者所属・氏名・ 受領印、媒体の返却日時）の作成その他の合理的手段を講ずるものとする。開示者は何時でも受領者に 対し開示記録の閲覧・謄写を請求できるものとする。

第６条（監査）

開示者は、秘密情報の管理状態を監査する目的に限り、10 営業日の事前通告をもって受領者の施設に 立ち入り、合理的範囲で受領者の管理状態に関連する資料を閲覧・謄写し、また管理状態につき説明を 求め、万一管理状態が本契約に合致していない場合には是正を求めることができる。

第７条（責任） 受領者が本契約に違反したことによって開示者が損害を被った場合には、その全ての損害及び費用（弁 護士費用を含む）を賠償するものとする。

第８条（秘密情報の返還） 受領者は、開示者から要求があった場合、本契約所定の利用目的の達成若しくは達成不能により秘密情 報を所持する必要がなくなった場合、又は本契約が解除され若しくは終了した場合には、本契約に基づ き有体物の形態で開示された秘密情報及びその複製物を直ちに開示者に返還し、またデータ等無形の形 態にて開示された秘密情報及びその複製物については消去のうえ、開示者に対し消去した旨の証明書を 発行するものとする。

第９条（個人情報） １．個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項の定義に従う）の取り扱いに関しては、本契約の

各条項で定める秘密保持義務に加えて、本条の定めを適用するものとする。 ２．開示者が受領者に対して個人情報を開示する場合には、受領者は開示者に対して、個人情報を取り扱う

役員又は従業員等の氏名及び役職を通知するものとする。 ３．受領者が利用目的にかかる業務の全部又は一部を第三者に再委託することにより、当該第三者が個人情

報を取り扱うこととなる場合には、受領者は、開示者の事前の書面による同意を得ない限り、当該再委 託を実施することができない。

４．受領者は、個人情報の取扱状況について、開示者に対し随時報告を行うものとし、報告の方法及び頻度 については、開示者の指示に従うものとする。

第 10 条（有効期間）

１．本契約は、 年 月 日より●年間、有効に存続する。但し、期間満了日の●ヶ月前ま でに、甲乙いずれの当事者からも書面による異議の申立のない場合には、本契約は同一条件で１年間延 長され、以後も同様とする。

２．本契約終了後又は解除後といえども、本契約期間中に開示された秘密情報の社内使用制限及び社外開示 制限義務は、本契約終了又は解除の日より更に ● 年間、有効に存続するものとする。

第 11 条（合意管轄） 本契約に関し争いの生じた場合には、●●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項） 本契約に定めのない事項、又は本契約に定める事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙で別途協議のう え、解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、各自権限者が記名押印のうえ各 1 通を保有する。 締結日： 年 月 日

甲：

 乙：